

**【計算例】**

一般用メーター口径13mm設置で、1か月に20m<sup>3</sup>ご利用いただいた場合

- ① 基本料金 (7m<sup>3</sup>までのご使用水量は基本料金に含まれています。)

1,090円・・・(A)

- ② 従量料金 (8m<sup>3</sup>以降のご使用水量は段階的に足し算します。)

175円 ( 8m<sup>3</sup>～15m<sup>3</sup>の単価) × 8m<sup>3</sup> = 1,400円

200円 (16m<sup>3</sup>～30m<sup>3</sup>の単価) × 5m<sup>3</sup> = 1,000円

小計

2,400円・・・(B)

水量20m<sup>3</sup>の内訳は、7m<sup>3</sup> (基本料金分) + 8m<sup>3</sup> (従量料金175円分) + 5m<sup>3</sup> (従量料金200円分)となります。

(A) + (B) = 3,490円 × 1.10 = 3,839円

↓

御所市水道事業給水条例 第26条第1項により下記のとおり改める。

- ① 5円未満の端数を生じたときは切り捨て。  
② 5円以上10円未満の端数を生じたときは5円として算定する。

↓

3,835円